

# 公 示

次のとおり、企画提案競技（企画コンペ方式）の募集を行います。

令和8年2月13日（金曜日）

収支等命令者

佐賀県農林水産部森林整備課長 武田 経孝

## 1. 業務の概要

- (1) 委託業務名 令和8年度緑化普及啓発業務委託  
(2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり  
(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
(4) 委託料 金1,729,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

## 2. 業務の目的

県民一人ひとりが緑を守り育てることの大切さを実感し、緑との関わりやふれあいを深め、潤いと安らぎのある緑豊かで美しく快適な佐賀を目指し、緑化の普及啓発を行うため、本業務を実施する企画提案を募集します。

## 3. 参加資格要件

本件企画コンペに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とします。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

＜単独事業者の場合＞

- (1) 佐賀県内に事務所を置く法人。  
(2) 本業務の主旨を十分に理解し、法人の定款、規則等に照らして、業務内容が確実に実施できるもの。  
(3) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。  
(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。  
(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。  
(6) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者ではないこと。  
(7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。  
(8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。  
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）  
イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）  
ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者  
エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三社に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者  
オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者  
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

＜複数事業者による共同事業体の場合＞

- (1) 全ての構成員が上記＜単独事業者の場合＞の（2）から（8）までの条件を満たし、かつ構成員のいずれかが佐賀県内に事務所を置く法人であること。
- (2) 全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

なお、共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととします。

4. 説明会

- (1) 日時 令和8年2月25日（水曜日）13時00分から
- (2) 場所 佐賀県庁新館10階 農林水産部内会議室中央南

※説明会参加を希望する場合は、令和8年2月20日（金曜日）17時00分までに電話又はメールによりお申し込みください。（提出先は下記問い合わせ先参照）

※期限までに申込がない場合は、説明会は開催しない予定です。

5. 参加資格の確認

本件企画コンペに参加を希望する者は、必ず下記期限までに必要書類を提出し、参加資格の確認を受けてください。

- (1) 提出書類
  - ア 参加資格確認申請書（様式1-1もしくは様式1-2）
  - イ 法人に関する調書（様式1-1別紙）※単独事業者のみ
  - ウ 関連業務履行実績調書（様式2）
  - エ 共同事業体協定書（様式3）※共同事業体のみ
  - オ 誓約書（様式4）
  - カ 会社概要、約款、パンフレット等（写しでも可）

(2) 提出期限 令和8年3月4日（水曜日）17時00分まで

(3) 提出先 下記お問い合わせ先参照

(4) 提出方法 持参又は郵送若しくはメールにて送付

注）郵送の場合は、配送事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

※参加資格の確認結果は、令和8年3月9日（月曜日）までに通知します。

6. 仕様書等に対する質問

仕様書等について質問がある場合にのみ提出してください。

なお、質問及び応答の内容は、必要に応じて佐賀県庁ホームページ等により周知します。

- (1) 提出書類 仕様書等に対する質問書（様式5）
- (2) 提出期限 令和8年3月4日（水曜日）17時00分まで（必着）
- (3) 提出先 下記お問い合わせ先参照
- (4) 提出方法 持参又は郵送若しくはメールにて送付

注）郵送の場合は、配送事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

7. 選定

企画コンペ方式により受託事業者を決定します。

なお、今回の企画コンペは審査員会において提出された申請書類を用いた書類審査です。

(1) 提案書類の提出

- ア 提出書類 以下（ア）から（ウ）について提出してください。
- (ア) 企画提案申請書 …（様式6）
  - (イ) 企画提案書 …（様式7）
  - (ウ) 見積書 …（任意様式）

※見積価格は審査における評価項目の一つであるため、企画内容ごとに経費内訳がわかるよう記載してください。

- イ 提出期限 令和8年3月13日（金曜日）17時00分まで（必着）
- ウ 提出先 下記お問い合わせ先参照

エ 提出方法 持参又は郵送もしくはメールにて送付  
注) 郵送の場合は、配送事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(2) 審査

審査委員会は、別に定める「審査委員会規定」により設置します。

評価基準（配点入り）は別紙「評価基準・配点」のとおりとします。提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合、該当する評価項目は0点とします。評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定めます。審査委員は、別に定める添付ファイルの「評価基準・配点」に従って審査を行い、審査の結果、最低基準点以上の点数を得たものの中から評価点の最も高い者を最優秀提案者とし、受託事業者に決定します。

なお、なお最高優秀提案者となるべき評価点の最も高いものが2人以上あるときは、企画内容の評価が高いものを最優秀提案者とします。

また、必要に応じて参加者へのヒアリングを別途実施する場合があります。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、審査委員会での選定後に令和8年3月23日（月曜日）までに参加者へ個別に通知します。

また、受託事業者の決定については、佐賀県庁ホームページ（森林整備課ウェブページ）にて公表します。

8. 実施スケジュール（予定）

(1) 県ホームページでの公募開始	令和8年 2月 13日（金曜日）
(2) 説明会参加受付期限	令和8年 2月 20日（金曜日）17:00まで
(3) 説明会	令和8年 2月 25日（水曜日）13:00から
(4) 参加資格確認申請書提出期限	令和8年 3月 4日（水曜日）17:00まで
(5) 仕様書等に対する質問書提出期限	令和8年 3月 4日（水曜日）17:00まで
(6) 参加資格の確認結果	令和8年 3月 9日（月曜日）
(7) 提案書等の提出期限	令和8年 3月 13日（金曜日）17:00まで
(8) 審査、受託者及び見積金額決定	令和8年 3月 23日（月曜日）
(9) 契約締結、業務開始	令和8年 4月 1日（水曜日）

9. 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 参加する資格のないものが行った場合
- (2) 本件企画コンペ手続きについて不正行為を行った場合
- (3) 見積書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- (4) 1人で2以上の提案をした場合
- (5) 代理人でその資格のない場合
- (6) 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- (7) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

10. 留意点

- (1) 申請書類の作成及び提出、その他参加に要する経費は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 審査委員会により選定された者が本募集要領で定める要件を満たしていない場合は、契約を締結できません。この場合、次点者と契約を締結します。

- (3) 企画提案書は返却しません。
- (4) 企画提案書は、選定作業等、必要な範囲において複製することができます。
- (5) 企画に際しては、受託事業者として採択されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルがないよう御注意ください。
- (6) 参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

## 11. その他

### (1) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、担保を供することができる。
- ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
  - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合。
  - (イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

### (2) 見積について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

### (3) 企画コンペ手続きの中止

- 次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。
- ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
  - イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことができないとき。
  - ウ この公示に掲げる手続は、令和 8 年 2 月議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止する。この場合は、佐賀県庁ホームページ（森林整備課ウェブページ）により公示を行う。

## 12. 個人情報の取扱

企画コンペに参加する者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等がないように万全の注意を払わなければなりません。

また、個人情報の取扱には、「個人情報の保護に関する法律」及び県が定める「佐賀県プライバシーポリシーおよび行動プログラム」等を遵守してください。

## 13. 提出先・問い合わせ先

佐賀県農林水産部森林整備課 森川海人プロジェクト推進担当

郵便番号 840-8570

住 所 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

電 話 0952-25-7136

F A X 0952-25-7312

メ ー ル shinrinseibi@pref.saga.lg.jp